

18 歳までの子どもの医療費助成の拡充に関する条例改正案の上程について

全ての子どもが健やかに成長することができるよう、子どもの保健の向上と子育て家庭の経済的な負担の軽減を図ることを目的に、医療費助成の対象年齢上限を 15 歳から 18 歳まで引き上げるように乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を上程します。

■拡充部分の助成内容について

利用者にとってわかりやすいよう、現行の乳幼児及び義務教育就学児医療費助成制度と同水準の助成内容とし、所得制限は設けません。

項目	内容
新 た に 対 象 となる子ども	●市内に住民登録がある高校生等（15 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者）で国内の健康保険に加入している者 ※ただし、生活保護法による保護を受けている子ども、児童福祉施設等に入所している子ども及び児童福祉法に規定する里親に委託されている子どもは対象外
対 象 者	●原則、市内に住民登録がある対象の子どもを養育している者
所 得 制 限	●所得制限なし
助 成 範 囲	●各種健康保険適用の自己負担分
助 成 対 象 外	●健康保険が適用されない診療や入院時の食事療養費などは対象外
助 成 方 法	●現物給付 市内の医療機関での受診については、窓口で医療証を健康保険証とともに提示することにより、健康保険適用の窓口負担額の支払いを不要とする ●償還払い 窓口で支払った自己負担分を後日市に申請して給付を受ける ・市外の医療機関等での受診 ・都外の国民健康保険加入の方の受診 ・医療証を取り扱わない市内医療機関等での受診 ・その他、保険診療の 3 割を自己負担された場合

■拡充部分の実施時期について

段階的に助成内容を拡充していきます。

実施段階	第一段階	第二段階	
実施時期	令和 3 年 4 月～	令和 4 年 4 月～	令和 5 年 4 月～
助成内容	入院のみ開始 → 通院（外来）開始 →		
	●償還払い開始 医療証 発行無し	●現物給付開始 医療証 発行あり 医科・歯科・調剤	
		●柔道整復等償還払い開始 柔道整復等（償還払い）	
			●柔道整復等受領委任払い開始 ※契約準備が整い次第順次拡大予定 柔道整復等（受領委任）